

▽申請から助成までの流れ（①～⑧）

① 申請書を入手

市役所高年福祉課又は各支所窓口にて、申請書と医師意見書用紙（市指定の様式）等の必要書類を受け取ります。



② 耳鼻咽喉科を受診する

医師意見書用紙を持参し、耳鼻咽喉科を受診してください。

医師に補聴器装用の必要性が認められた場合は、医師意見書に記入を受けてください。

※受診料・検査料・文書料等は自己負担です。



③ 補聴器販売店で見積書を作成

補聴器販売店と相談のうえ、購入する補聴器を決定し、購入予定の補聴器の見積書を作成してもらってください。

※ この時点では、まだ補聴器を購入しないでください。

※ 購入予定の補聴器の型番がわかるカタログ等があればもらってください。



④ 窓口で助成金の申請

次のものを持参のうえ、市役所高年福祉課までお越しください。

- ・①でお渡しした申請書
- ・②で記入を受けた医師意見書
- ・③の見積書、型番のわかるカタログ等



⑤ 決定

申請内容を確認のうえ助成の可否を決定し、助成金交付決定通知書を送付します。

助成を認めた場合は、あわせて助成金交付請求書を送付します。



⑥ 補聴器購入

見積書を作成してもらった店舗で補聴器を購入し、領収書をもたらってください。

※ 宛名は申請者本人に限ります。



⑦ 助成金の請求

助成金交付請求書に領収書又は領収書の写しを添えて、高年福祉課に請求してください。

※ 請求書等は、交付申請日の属する年度内に提出してください。



⑧ 助成金の振込

申請者本人名義の指定口座に振り込みます。

